

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 出向者の労働保険料 —

Q： 当社には他社へ出向している労働者がいます。その出向先から、「出向労働者はそちらで雇用しているの、労働保険料もそちらで申告・納付してください」と言われました。他の一般の労働者と同様に計算すればよいのでしょうか？

A： 労働保険料の申告・納付は年に1回の年度更新で行われます。労働保険料対象者の範囲は、基本的な考え方としては、

* 労災保険…**労働の対象として賃金を受けるすべての者**

* 雇用保険…**雇用保険被保険者**となっています。

ご質問の出向労働者については、下記のとおりとなります。

* 労災保険

…出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、**出向先で対象労働者として適用**します。労災保険料は、**出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算・納付**します。

* 雇用保険

…出向元と出向先の同時に2つの雇用関係を有する出向労働者は、その者が**生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者**となります。雇用保険料は、この生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係で受けている賃金のみに基づき計算・納付します。なお、**離職票に記載する賃金も、この主たる賃金のみ**ですのでご注意ください。



2025年
5月号

法改正ニュース

— 自己都合離職者に係る給付制限の見直し — (令和7年4月1日～)

正当な理由なく自己都合退職した受給資格者に係る給付制限の期間について、

(改正前) 原則として2箇月

→ (改正後) 原則として**1箇月**

※5年以内に2回を超えて正当な理由なく自己都合退職した場合には、引き続き3箇月の給付制限の対象とする予定

— 高齢雇用継続給付の支給率変更 — (令和7年4月1日～)

【対象者】

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日)を迎えた労働者

【各月の賃金低下率と支給率】

	各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
改正前	61%	各月に支払われた賃金の15%
	61%超 75%未満	各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ設定される率
	75%以上	不支給



	各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
改正後	64%	各月に支払われた賃金の 10%
	64%超 75%未満	各月に支払われた賃金の 10%から0%の間 で、賃金の低下率に応じ設定される率
	75%以上	不支給